

条例署名原本

令和 7 年 6 月 26 日

一宮市条例第 27 号から第 32 号までを別紙のとおり
公布する。

一宮市長 中 野 正 康

条 例 番 号 一 覧 表

条例第27号	一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例 の一部を改正する条例等の一部を改正する条例
条例第28号	一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部を改正する条例
条例第29号	一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例 の一部を改正する条例
条例第30号	一宮市保健所等設置条例の一部を改正する条例
条例第31号	一宮市企業の立地の促進に関する条例の一部を改正する条例
条例第32号	一宮市温水プールの設置及び管理等に関する条例を廃止する条例

条例第27号

一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(昭和41年一宮市条例第37号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 (長期在職者の退隠料等年額についての特例) 第3条 退隠料又は扶助料で、<u>令和6年4月分</u>以降の年額が次の表の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする 【別記 参照】 2 <u>令和6年3月31日</u>以前に給与事由の生じた前項に規定する退隠料又は扶助料の同月分までの年額については、なお従前の例による。	付 則 (長期在職者の退隠料等年額についての特例) 第3条 退隠料又は扶助料で、<u>令和7年4月分</u>以降の年額が次の表の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする 【別記 参照】 2 <u>令和7年3月31日</u>以前に給与事由の生じた前項に規定する退隠料又は扶助料の同月分までの年額については、なお従前の例による。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

退隠料又は扶助料	金額
65 歳以上の者に給する退隠料	<u>1, 163, 300 円</u>
65 歳未満の者に給する退隠料	<u>872, 400 円</u>
扶助料	<u>813, 400 円</u>

改正案

退隠料又は扶助料	金額
65 歳以上の者に給する退隠料	<u>1, 185, 900 円</u>
65 歳未満の者に給する退隠料	<u>889, 400 円</u>
扶助料	<u>829, 200 円</u>

(一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一宮市退隠料遺族扶助手退職及死亡給与金条例臨時特例条例等の一部を改正する条例(昭和51年一宮市条例第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 (扶助手の年額に係る加算の特例) 第3条 職員遺族扶助手条例(大正10年第13号議決。以下「第13号議決」という。)第2条第1号又は第3号に規定する扶助手を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号の一に該当する場合には、その年額に、当該各号に定める額を加えるものとする。 (1) 扶養遺族(恩給法第75条第3項に規定する扶養遺族をいう。)である子(18歳以上20歳未満の子にあつては、重度障害の状態にある者に限る。)が2人以上ある場合 <u>273,900円</u> (2) 扶養遺族である子(前号に規定する子に限る。)が1人ある場合 <u>156,400円</u> (3) 60歳以上である場合(前2号に該当する場合を除く。) <u>156,000円</u> 2 略	付 則 (扶助手の年額に係る加算の特例) 第3条 略 (1) 扶養遺族(恩給法第75条第3項に規定する扶養遺族をいう。)である子(18歳以上20歳未満の子にあつては、重度障害の状態にある者に限る。)が2人以上ある場合 <u>279,100円</u> (2) 扶養遺族である子(前号に規定する子に限る。)が1人ある場合 <u>159,400円</u> (3) 60歳以上である場合(前2号に該当する場合を除く。) <u>159,000円</u> 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市退隠料遺族扶助手退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 一宮市退隠料遺族扶助手退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成12年一宮市条例第45号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 (退隠料等の年額の改定) 第2条 職員又はその者の遺族に給する退隠料又は扶助手については、<u>令和6年4月分</u>以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する付則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、一宮市退隠料遺族扶助手退職及死亡給与金条例臨時特例条例(昭和24年一宮市条例第7号。一宮市退隠料遺族扶助手退職及死亡給与	付 則 (退隠料等の年額の改定) 第2条 職員又はその者の遺族に給する退隠料又は扶助手については、<u>令和7年4月分</u>以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する付則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、一宮市退隠料遺族扶助手退職及死亡給与金条例臨時特例条例(昭和24年一宮市条例第7号。一宮市退隠料遺族扶助手退職及死亡給与

金条例臨時特例条例の一部を改正する条例(昭和37年一宮市条例第38号)付則その他退隠料又は扶助料に関する条例を含む。以下同じ。)の規定によって算出して得た年額に改定する。 付則別表(付則第2条関係) 【別記 参照】	金条例臨時特例条例の一部を改正する条例(昭和37年一宮市条例第38号)付則その他退隠料又は扶助料に関する条例を含む。以下同じ。)の規定によって算出して得た年額に改定する。 付則別表(付則第2条関係) 【別記 参照】
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

退隠料又は扶助料年額の 計算の基礎となっている 給料年額(円)	仮定給料年額(円)	退隠料又は扶助料年額の 計算の基礎となっている 給料年額(円)	仮定給料年額(円)
<u>1, 147, 000</u>	<u>1, 178, 000</u>	<u>2, 646, 800</u>	<u>2, 718, 300</u>
<u>1, 197, 800</u>	<u>1, 230, 100</u>	<u>2, 735, 200</u>	<u>2, 809, 100</u>
<u>1, 250, 000</u>	<u>1, 283, 800</u>	<u>2, 787, 300</u>	<u>2, 862, 600</u>
<u>1, 301, 700</u>	<u>1, 336, 800</u>	<u>2, 938, 000</u>	<u>3, 017, 300</u>
<u>1, 354, 600</u>	<u>1, 391, 200</u>	<u>3, 012, 900</u>	<u>3, 094, 200</u>
<u>1, 387, 400</u>	<u>1, 424, 900</u>	<u>3, 090, 900</u>	<u>3, 174, 400</u>
<u>1, 420, 300</u>	<u>1, 458, 600</u>	<u>3, 241, 400</u>	<u>3, 328, 900</u>
<u>1, 457, 600</u>	<u>1, 497, 000</u>	<u>3, 393, 000</u>	<u>3, 484, 600</u>
<u>1, 510, 800</u>	<u>1, 551, 600</u>	<u>3, 432, 600</u>	<u>3, 525, 300</u>
<u>1, 556, 600</u>	<u>1, 598, 600</u>	<u>3, 557, 900</u>	<u>3, 654, 000</u>
<u>1, 599, 400</u>	<u>1, 642, 600</u>	<u>3, 735, 700</u>	<u>3, 836, 600</u>
<u>1, 651, 000</u>	<u>1, 695, 600</u>	<u>3, 911, 900</u>	<u>4, 017, 500</u>
<u>1, 703, 100</u>	<u>1, 749, 100</u>	<u>4, 020, 600</u>	<u>4, 129, 200</u>
<u>1, 759, 800</u>	<u>1, 807, 300</u>	<u>4, 126, 700</u>	<u>4, 238, 100</u>
<u>1, 817, 200</u>	<u>1, 866, 300</u>	<u>4, 342, 000</u>	<u>4, 459, 200</u>
<u>1, 888, 700</u>	<u>1, 939, 700</u>	<u>4, 552, 800</u>	<u>4, 675, 700</u>
<u>1, 933, 900</u>	<u>1, 986, 100</u>	<u>4, 594, 200</u>	<u>4, 718, 200</u>
<u>1, 992, 000</u>	<u>2, 045, 800</u>	<u>4, 758, 000</u>	<u>4, 886, 500</u>
<u>2, 048, 700</u>	<u>2, 104, 000</u>	<u>4, 964, 600</u>	<u>5, 098, 600</u>
<u>2, 161, 000</u>	<u>2, 219, 300</u>	<u>5, 170, 100</u>	<u>5, 309, 700</u>
<u>2, 191, 200</u>	<u>2, 250, 400</u>	<u>5, 374, 200</u>	<u>5, 519, 300</u>
<u>2, 277, 800</u>	<u>2, 339, 300</u>	<u>5, 503, 100</u>	<u>5, 651, 700</u>
<u>2, 392, 800</u>	<u>2, 457, 400</u>	<u>5, 640, 400</u>	<u>5, 792, 700</u>
<u>2, 520, 000</u>	<u>2, 588, 000</u>	<u>5, 904, 900</u>	<u>6, 064, 300</u>
<u>2, 584, 900</u>	<u>2, 654, 700</u>		

備考

退隠料又は扶助料年額の計算の基礎となっている給料年額が5,904,900円を超える場合には、当該給料年額を仮定給料年額とする。

改正案

退隠料又は扶助料年額の 計算の基礎となっている 給料年額(円)	仮定給料年額(円)	退隠料又は扶助料年額の 計算の基礎となっている 給料年額(円)	仮定給料年額(円)
1,178,000	1,200,900	2,718,300	2,771,200
1,230,100	1,254,100	2,809,100	2,863,800
1,283,800	1,308,800	2,862,600	2,918,300
1,336,800	1,362,900	3,017,300	3,076,100
1,391,200	1,418,300	3,094,200	3,154,500
1,424,900	1,452,600	3,174,400	3,236,200
1,458,600	1,487,100	3,328,900	3,393,700
1,497,000	1,526,100	3,484,600	3,552,500
1,551,600	1,581,800	3,525,300	3,593,900
1,598,600	1,629,800	3,654,000	3,725,100
1,642,600	1,674,600	3,836,600	3,911,300
1,695,600	1,728,600	4,017,500	4,095,800
1,749,100	1,783,100	4,129,200	4,209,600
1,807,300	1,842,500	4,238,100	4,320,700
1,866,300	1,902,600	4,459,200	4,546,100
1,939,700	1,977,500	4,675,700	4,766,800
1,986,100	2,024,800	4,718,200	4,810,100
2,045,800	2,085,600	4,886,500	4,981,600
2,104,000	2,145,000	5,098,600	5,197,900
2,219,300	2,262,600	5,309,700	5,413,100
2,250,400	2,294,200	5,519,300	5,626,800
2,339,300	2,384,900	5,651,700	5,761,700
2,457,400	2,505,300	5,792,700	5,905,500
2,588,000	2,638,400	6,064,300	6,182,400
2,654,700	2,706,400		

備考

退隠料又は扶助料年額の計算の基礎となっている給料年額が6,064,300円を超える場合には、当該給料年額を仮定給料年額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の一宮市退隠料遺族扶助料

退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例付則第3条の規定、第2条の規定による改正後の一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例等の一部を改正する条例付則第3条第1項の規定並びに第3条の規定による改正後の一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例付則第2条及び付則別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。

一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部を改正する条例

(一宮市市税条例の一部改正)

第1条 一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(第1号から第8号まで及び第10号に掲げるものに関しては、愛知県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合に	(所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(第1号から第8号まで及び第10号に掲げるものに関しては、愛知県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合に

において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(5) 略

(6) 所得税法施行令第217条第4号に掲げる学校法人又は同号に掲げる私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の規定により設立された法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、これらの法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(7)・(8) 略

(9) 所得税法第78条第3項 _____に規定する特定公益信託(愛知県知事又は愛知県教育委員会の所管に属する公益信託であるものに限る。)の信託財産とするために支出した金銭

(10) 略

(11) 前各号に掲げるもののほか、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるもの

2 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者で賦課期日現在市内に住所を有するものは、3月15日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る

において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(5) 略

(6) 所得税法施行令第217条第4号に掲げる学校法人又は同号に掲げる私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の規定により設立された法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、これらの法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(7)・(8) 略

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託 _____(愛知県知事 _____の所管に属する公益信託であるものに限る。)の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

(10) 略

(11) 前各号に掲げるもののほか、所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び

租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるもの

2 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者で賦課期日現在市内に住所を有するものは、3月15日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る

所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額

の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額の控除に関する事

所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項

に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額の控除に関する事

項 (6) 略 2～8 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族_____の氏名 (4) 略 2～6 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限	項 (6) 略 2～8 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 略 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) 略 2～6 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限
---	--

る。) _____

_____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日まで、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) 略

2～5 略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エ_____に掲げるものを除く。) 年額2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの_____又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの_____又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円

エ 略

る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日まで、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～5 略

(種別割の税率)

第82条 略

(1) 略

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円

エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円

オ 略

(2)・(3) 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)

_____を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び

(2)・(3) 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)

又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)

_____を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の

2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」

有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 略

3・4 略

付 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。))を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～13 略

という。))の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 略

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4・5 略

付 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～13 略

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12

14・15 略
第16条の2 略

年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15・16 略
第16条の2 略

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって

紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるもの

	に限る。)であって当該加熱式たばこの みの品目のもの
--	-------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市都市計画税条例の一部改正)

第2条 一宮市都市計画税条例(平成17年一宮市条例第39号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 第15条・第16条 略 第17条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	付 則 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 第15条・第16条 略 第17条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第34条の2、第36条の2第1項、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに次条第1項から第4項までの規定 令和8年1月1日
- (2) 第1条中付則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び付則第5条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第1条中第34条の7第1項の改正規定(第6号を除く。)及び付則第4条の2を削る改正規定並びに次条第5項の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の一宮市市税条例(以下「新市税条例」という。)第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新市税条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において

同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新市税条例第36条の3の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新市税条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新市税条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の一宮市市税条例(以下「旧市税条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧市税条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新市税条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 5 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第3号に掲げる規定による改正後の一宮市市税条例第34条の7第1項(第9号及び第11号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第9号及び第11号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新市税条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新市税条例付則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、一宮市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新市税条例付則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 一宮市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新市税条例付則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新市税条例付則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(都市計画税に関する経過措置)

第6条 第2条の規定による改正後の一宮市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

条例第29号

一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例(令和2年一宮市条例第52号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(療養介護等の事業に係る指定障害福祉サービスの事業に係る非常災害対策) 第5条 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練<u> </u>、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。 2・3 略 (指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準) 第13条 法第44条第1項及び第2項の条例で定める基準は、<u>次条及び第15条</u> <u> </u>に定めるところによる。	(療養介護等の事業に係る指定障害福祉サービスの事業に係る非常災害対策) 第5条 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、<u>就労選択支援</u>、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。 2・3 略 (指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準) 第13条 法第44条第1項及び第2項の条例で定める基準は、<u>次条から第15条まで</u>に定めるところによる。 (指定障害者支援施設の一般原則) 第13条の2 <u>指定障害者支援施設は、利用者(施設障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下この条において同じ。)の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。</u> 2 <u>指定障害者支援施設は、利用者の意思及</u>

	<u>び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。</u> 3 <u>指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 4 <u>指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u> 5 <u>指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この項において同じ。)の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u>
(準用)	(準用)
第14条 <u>第4条から第7条までの規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、第4条第1項中「障害者及び障害児」とあるのは「障害者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「施設障害福祉サービスを」と、同条第2項中「利用者又は障害児の保護者」とあるのは「利用者」と、「指定障害福祉サービスを」とあ</u>	第14条 <u>第5条から第7条までの規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、第5条第1項中「利用者」とあるのは「利用者(施設障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下この条において同じ。)」</u>

るのは「施設障害福祉サービスを」と、第6条中「指定障害福祉サービスに」とあるのは「施設障害福祉サービスに」と読み替えるものとする。 (準用) 第28条 <u>第4条、第5条及び第7条</u>の規定は、障害者支援施設について準用する。この場合において、<u>第4条第1項中「障害者及び障害児」とあるのは「障害者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「施設障害福祉サービスを」と、同条第2項中「利用者又は障害児の保護者」とあるのは「利用者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「施設障害福祉サービスを」と読み替えるものとする。</u>	と、第6条中「指定障害福祉サービスに」とあるのは「施設障害福祉サービスに」と読み替えるものとする。 (準用) 第28条 <u>第5条、第7条及び第13条の2</u>の規定は、障害者支援施設について準用する。この場合において、<u>第5条第1項中「利用者」とあるのは、「利用者(施設障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下この条において同じ。)」</u> と読み替えるものとする。
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

一宮市保健所等設置条例の一部を改正する条例

一宮市保健所等設置条例(令和2年一宮市条例第42号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(名称、位置等) 第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 【別記1 参照】 2 略 3 動物愛護事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記2 参照】 別表第2(第5条関係) 【別記3 参照】 備考 1・2 略	(名称、位置等) 第2条 略 【別記1 参照】 2 略 3 略 【別記2 参照】 別表第2(第5条関係) 【別記3 参照】 備考 1・2 略 3 <u>99の項から102の項までに規定する手数料について、市長が別に定める原材料等(以下この項において「原材料等」という。)を要する場合における当該検査に係る手数料の金額は、それぞれ当該検査に係る手数料の金額の欄に掲げる金額に原材料等の実費の額を加算して得た額とする。</u> 4 <u>99の項から102の項までに規定する手数料は、当該手数料に係る区分の欄に掲げるもの以外の検査を行う場合においては、当該検査に係る手数料の金額は、市長がその都度定める額とする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

名称	位置	所管区域
一宮市保健所	一宮市古金町1丁目3番地	一宮市の区域

改正案

						目からは1 項目につ き1,000)	
		水質の微生 物検査手 数料	項目検査	簡易法	1項目	1,400	
				精密法	1項目	11,900	
100	クリーニング業法に 基づく消毒を要する 洗たく物の検査	おしぼりの 検査手数料	一般検査		1件	8,100	
101	食品衛生法及び食品 表示法に基づく検査	食品衛生法 等適否検査 手数料	項目検査	定性分析	1成分	2,500	
				定量分析	1成分	3,600	
			一般検査	微生物検査	1件	2,800	
		飲食物の理 化学検査手 数料	項目検査	定性分析	1成分	1,700	
				定量分析	1成分	7,300	
		飲食物の微 生物検査手 数料	項目検査	簡易法	1項目	2,600	
				精密法	1項目	12,600	
		機器分析検 査手数料	一般検査	質量分析装 置を用いる 検査	1件	57,700 (1件が4成 分を超え る場合は、 4成分を超 える1成分 ごとに14, 300円を加 えた額)	
				高速液体ク ロマトグラ フ等の機器 を用いる検 査	1件	11,700 (1件が4成 分を超え る場合は、 4成分を超 える1成分 ごとに2,8 00円を加 えた額)	
102	病原微生物の検査	ふん便の微 生物検査手 数料	一般検査	赤痢菌及び サルモネラ	1件	580	

		<u>数料</u>		<u>属菌(2項目)</u>			
				赤痢菌、サルモネラ属菌	1件	1,050	
				及び腸管出血性大腸菌			
				<u>157(3項目)</u>			

付 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、規則で定める日から施行する。

条例第31号

一宮市企業の立地の促進に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一宮市企業の立地の促進に関する条例(平成14年一宮市条例第13号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(奨励措置) 第3条 市長は、事業者に対し、予算の範囲内で、次に掲げる奨励措置を講ずるものとする。ただし、<u>第1号から第3号までに掲げる奨励措置については、同一の事業者に対し重複して適用することができないものとする。</u> (1) 略 (2) <u>高度先端産業立地促進奨励金の交付</u> (3)・(4) 略 2 略 (<u>高度先端産業立地促進奨励金の交付</u>) 第6条 <u>前条第1号オ、第2号及び第3号の規定に該当する事業者のうち、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものが市内に事業所の新設等を行う場合には、高度先端産業立地促進奨励金を交付する。</u> (1) <u>事業所の新設等に係る投下固定資産総額(土地に係るものを除く。)</u>が50億円(<u>当該事業所の新設等を行う事業者が中小企業者である場合にあっては2億円、新設等に係る事業所が研究所である場合にあっては5億円(中小企業者が新設等をした研究所である場合にあっては、2億円))以上であること。</u> (2) <u>事業所(研究所を除く。以下この号において同じ。)</u>の操業開始に伴い、<u>新たに常用雇用従業員を20人(当該事業所の操業開始を行う事業者が中小企業者である場合にあっては、5人)以上雇用すること。</u> 2 <u>高度先端産業立地促進奨励金の額は、当該事業所の新設等に係る投下固定資産総</u>	(奨励措置) 第3条 市長は、事業者に対し、予算の範囲内で、次に掲げる奨励措置を講ずるものとする。ただし、<u>第1号及び第2号</u>に掲げる奨励措置については、同一の事業者に対し重複して適用することができないものとする。 (1) 略 (2)・(3) 略 2 略 第6条 削除

額(土地に係るものを除く。)の10パーセント(当該事業所が研究所である場合にあっては、20パーセント)に相当する額とする。ただし、その額が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 10億円

(2) 当該事業所が愛知県から直接愛知県21世紀高度先端産業立地補助金の交付を受けることのできる事業所である場合 5億円

3 前項本文の規定にかかわらず、事業所の新設等に係る建物が賃借による場合又は既設の工場(電子計算機に係るプログラムの作成を行う事業にあっては、事業場)若しくは研究所の建物内に新たに機械設備を設置する場合における同項本文の規定の適用については、同項本文中「10パーセント」とあるのは「5パーセント」と、「20パーセント」とあるのは「10パーセント」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 前2項の規定により交付すべき高度先端産業立地促進奨励金の額が5億円を超える場合においては、これを2年間に分割して交付することができる。

(端数計算)

第9条 第5条から前条まで の規定による奨励金の額に1,000円未満の端数金額が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(奨励措置の適用の取消し等)

第12条 市長は、適用事業者が奨励措置の適用期間(当該期間が操業開始をした日から5年を経過する日までに満了する場合にあっては、操業開始をした日から5年を経過する日までの期間。以下この条において同じ。)内に次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、奨励措置の決定を取り消

(端数計算)

第9条 第5条、第7条及び前条の規定による奨励金の額に1,000円未満の端数金額が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(奨励措置の適用の取消し等)

第12条 略

し、奨励措置を停止し、又は既に実行した奨励措置に係る金額の全部若しくは一部の返還を命ずること(以下この条において「取消し等の命令」という。)ができる。ただし、第5号から第8号までのいずれかに該当することによる取消し等の命令については、奨励措置の適用期間満了後においても行うことができる。 (1) <u>第5条から第8条まで</u> に規定する奨励金の交付要件を欠くこととなった場合 (2)～(8) 略	(1) <u>第5条、第7条及び第8条</u>に規定する奨励金の交付要件を欠くこととなった場合 (2)～(8) 略
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 一宮市企業の立地の促進に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) <u>賃借型立地 土地及び家屋を賃借することにより、事業所の新設等を行うことをいう。</u> (6)及び(7) 削除 (8) <u>投下固定資産総額</u> 事業者が事業所の新設等に要した費用のうち、土地、家屋及び償却資産の取得費の合計額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)をいう。ただし、土地については、家屋の建設に係る工事に着手する日前3年以内に取得したものに限るものとする。 (9)～(11) 略 (奨励措置) 第3条 市長は、事業者に対し、予算の範囲内で、次に掲げる奨励措置を講ずるものと	(定義) 第2条 略 (1)～(4) 略 (5)から(7)まで 削除 (8) <u>固定資産取得費用</u> 事業者が事業所の新設等に要した費用のうち、土地、家屋及び償却資産の取得費の合計額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)をいう。ただし、土地については、家屋の建設に係る工事に着手する日前3年以内に取得したものに限るものとする。 (9)～(11) 略 (12) <u>固定資産評価額 地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格をいう。</u> (奨励措置) 第3条 市長は、事業者に対し、予算の範囲内で、次に掲げる奨励措置を講ずるものと

する。ただし、第1号及び第2号に掲げる奨励措置については、同一の事業者に対し重複して適用することができないものとする。

(1) 略

(2) 賃借型立地奨励金の交付

(3) 略

2 略

(立地促進奨励金の交付)

第5条 次の各号に掲げるすべての要件に該当する事業者には、 当該事業所の新設等に要した投下固定資産総額

 の5パーセントに相当する額(その額が1億5千万円を超えるときは、1億5千万円)を立地促進奨励金として交付する。

(1) 略

(2) 事業所の新設等に要した投下固定資産総額が5億円(中小企業者にあつては、1億円)以上であること。

(3) 事業所(研究所を除く。)の操業開始に伴い、新たに常用雇用従業員を10人(中小企業者にあつては、5人)以上雇用すること。

第6条 削除

(賃借型立地奨励金の交付)

第7条 第5条第1号及び第3号の規定に該当する事業者のうち、賃借型立地に該当するものには、当該事業所の土地及び家屋の賃貸借に要する経費(敷金、権利金その他これらに類する経費を除く。)の10パーセントに相当する額を賃借型立地奨励金として、操業開始をした日の属する年度の翌年度(その日が3月に属する場合にあつては、翌々年度)から3年間、交付する。ただし、1年当たり120万円を限度とする。

(端数計算)

第9条 第5条、第7条及び前条の規定による奨励金の額に1,000円未満の端数金額が生

する。

(1) 略

(2) 略

2 略

(立地促進奨励金の交付)

第5条 次の各号に掲げるすべての要件に該当する事業者には、新設等をした当該事業所に係る土地、家屋及び償却資産の固定資産評価額の合計額の5パーセントに相当する額(その額が1億5千万円を超えるときは、1億5千万円)を立地促進奨励金として交付する。

(1) 略

(2) 事業所の新設等に要した固定資産取得費用が5億円(中小企業者にあつては、1億円)以上であること。

第6条及び第7条 削除

(端数計算)

第9条 第5条及び前条 の規定による奨励金の額に1,000円未満の端数金額が生

じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。 (奨励措置の適用の取消し等) 第12条 市長は、適用事業者が奨励措置の適用期間(当該期間が操業開始をした日から5年を経過する日までに満了する場合にあっては、操業開始をした日から5年を経過する日までの期間。以下この条において同じ。)内に次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、奨励措置の決定を取り消し、奨励措置を停止し、又は既に実行した奨励措置に係る金額の全部若しくは一部の返還を命ずること(以下この条において「取消し等の命令」という。)ができる。ただし、第5号から第8号までのいずれかに該当することによる取消し等の命令については、奨励措置の適用期間満了後においても行うことができる。 (1) <u>第5条、第7条及び第8条に規定する奨励金の交付要件を欠くこととなった場合</u> (2)～(8) 略	じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。 (奨励措置の適用の取消し等) 第12条 略 (1) <u>第5条及び第8条</u>に規定する奨励金の交付要件を欠くこととなった場合 (2)～(8) 略
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の一宮市企業の立地の促進に関する条例(以下この項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第4条の規定による申請をする事業者に係る奨励措置について適用し、同日前に同条の規定による申請をした事業者に係る奨励措置については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の一宮市企業の立地の促進に関する条例の規定(以下この項において「新条例」という。)は、令和7年9月1日以後に新条例第4条の規定による申請をする事業者に係る奨励措置について適用し、同日前に同条の規定による申請をした事業者に係る奨励措置については、なお従前の例による。

条例第32号

一宮市温水プールの設置及び管理等に関する条例を廃止する条例

一宮市温水プールの設置及び管理等に関する条例(昭和58年一宮市条例第27号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部改正)
- 2 議会の議決に付すべき公の施設に関する条例(昭和39年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(公の施設の廃止) 第2条 次の各号のいずれかに該当する公の施設を廃止しようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。 (1)～(21) 略 <u>(22) 一宮市温水プールの設置及び管理等に関する条例(昭和58年一宮市条例第27号)第2条に定める温水プール</u> <u>(23)～(54) 略</u>	(公の施設の廃止) 第2条 略 (1)～(21) 略 <u>(22)～(53) 略</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。